

大分市教育委員会後援等の承認および教育長賞の交付申請について

〈後援等および教育長賞について〉

「後援」とは、教育委員会が事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによって、その開催を援助することをいいます。

「共催」とは、教育委員会が事業の企画または運営に参画し、共同主催者としての責任を負うことをいいます。

「教育長賞」は、コンクールや展覧会など参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものについて、主催者を通じて顕彰すべき参加者に賞状を交付するものとします。賞状は、主催者において用意するものとし、教育長が認めるときは、併せて副賞を交付することができます。

承認の基準

- ・次に掲げる全ての要件を満たしている場合に後援等の承認を行います。
 - 1.高い公益性を有し、または公益を増進する事業であって、市民の教育または文化の振興に寄与するものと認められること。
 - 2.特定の者を対象とした事業でないこと。ただし、当該事業の効果が広く市民に波及すると認められるものについてはこの限りではない。
 - 3.宗教団体若しくは政党が主催する事業または政治的若しくは宗教的な趣旨、目的等を有すると認められる事業でないこと。
 - 4.営利または商業宣伝を目的としていると認められる事業でないこと。
 - 5.公序良俗に反する事業その他社会的な非難を受けるおそれのある事業でないこと。
 - 6.主催者について、その所在が明確であり、事業を遂行する能力を十分に有すると判断されるものであること。
 - 7.開催日時、場所等について、事業の開催が確実なものであり、その会場について、公衆衛生、災害防止等において、通常考えられる安全性を具備していると認められること。
 - 8.大分市内で開催されるものであること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業または本市の教育施策を広く一般に周知できる等、市民の教育または文化の振興のために必要であると認められる事業については、この限りでない。
 - 9.入場料、参加料等が徴収される場合は、徴収される額および徴収する目的が適正かつ明確であること。

提出書類

- 大分市教育委員会後援等承認及び教育長賞交付申請書（様式第 1 号）
- 事業計画書
 - ・様式はありません。事業の目的・趣旨や事業内容の詳細、主催者の概要等が分かる資料を提出してください。
 - ・必要に応じて、パンフレット、チラシ等（過去のものでも可）を添付してください。
- 収支予算書（入場料・参加料等有料の場合）
 - ・慈善事業（チャリティ）の場合は、その旨が分かるように記載してください。
 - ・他団体からの助成金等がある場合は、収支予算書の収入欄に記載してください。
 - ・雑費等は内容を明確にしてください。

書類提出先

事業内容によって担当課が異なります。下表の担当課へ提出してください。

事業内容	担当課	お問い合わせ
文化、青少年の健全育成に関するもの	社会教育課	(097)537-5649
児童・生徒の教育に関するもの	学校教育課	(097)578-7543
美術に関するもの	美術振興課	(097)554-5800
歴史、文化財に関するもの	文化財課	(097)537-5639
学校体育、部活動、学校保健、学校防災に関するもの	体育保健課	(097)537-5983
人権・同和教育および啓発に関するもの	人権・同和教育課	(097)537-5651
不登校・いじめ防止、特別支援教育、教員の研修に関するもの	大分市教育センター	(097)537-5588
学校施設に関するもの	学校施設課	(097)537-5647
上記のいずれにも当てはまらないもの	教育総務課	(097)537-5671

申請内容の変更

- ・申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに事業内容変更届出書（様式第 3 号）を提出してください。

承認の取消し

- ・次のいずれかに該当するときは、決定を取り消します。取消しにより生じた損害について、教育委員会は責任を負いません。
 - 1.承認の基準を満たさなくなったと認められるとき。
 - 2.虚偽その他の不正な手段により決定を受けたことが判明したとき。

実績報告

・事業終了後は、一カ月以内の実績報告を行ってください。

(提出書類)

- 事業実績報告書(様式第5号)
- パンフレット、チラシ等、実施事業の内容が分かる資料
- 収支決算書(入場料・参加料等が有料の場合)

様式(ダウンロードできます)

- 大分市教育委員会後援等承認及び教育長賞交付申請書(様式第1号)(ワード)
- 事業内容変更届出書(様式第3号)(ワード)
- 事業実績報告書(様式第5号)(ワード)
- 様式記入例(PDF)

お問い合わせ

教育委員会事務局教育部教育総務課

電話番号：(097)537-5671

ファクス：(097)535-0417